

ID: 57

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	施設使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第7条第1項
例 規 番 号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(施設使用料)

第7条 使用者は、別表第1に定める施設使用料を納めなければならない。

2 前項の施設使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、後納させることができる。

別表第1(第7条関係)

公民館施設使用料金表

室名	収容人員又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
	人	円	円	円
113室	20	1,420	1,830	2,030
114室	30	2,950	3,460	3,760
115室	10	710	810	1,010
116多目的室	35 (75)	3,970	4,680	5,290
211室	20	1,420	1,830	2,030
212室	15	1,120	1,320	1,730
213幼児室	25	1,730	1,930	2,340
214料理室	30	4,170	4,880	5,600
215美術室	30	3,150	3,660	4,170
216工芸室	15	1,620	1,930	2,240
217室	30	2,540	2,950	3,150
218講義室	60	3,050	3,560	3,760
219音楽室	60 (140)	8,750	10,380	11,810
219音楽室控室	8	500	610	710
220和室	16	1,620	1,930	2,240
展示場	91m ²	6,310	7,330	7,330

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の10割の額を加算する。
- 2 使用許可時間を超過、又は繰り上げて使用するときは、30分間に限り、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を徴収する。
- 3 引き続き3日を超えて使用するとき、又は曜日、日時等を3日を超えて指定して使用す

るときは、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。

- 4 1から3までの使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 5 収容人員の欄の()書は最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

令和 6 年 4 月 1 日

ID: 58

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第8条
例 規 番 号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

(附属設備等使用料)

第8条 公民館の附属設備等の使用者は、別表第2に定める附属設備等使用料を納めなければならない。

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	810	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	810	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	テープレコーダー	1台	810	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	1,830	
	指揮台	1台	610	
	譜面台	1組	610	(1組15本)
美術・工芸関係	イーゼル	1組	810	画板付(1組15本)
	モデル台	1式	810	
	陶芸窯	1式	1,830	
	電動式ろくろ	1組	810	
	スポットライト	1台	610	美術室に限る。
その他	ロッカー	1区分	910	
	スチール棚	1区分	1,220	
	パーソナルコンピュータ	1台	300	

備考

- この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、陶芸窯については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。
- ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。
- 市外居住者が使用するとき、附属設備等使用料の10割の額を加算する。
- 陶芸窯を使用する場合は、別にガス代の実費を徴収する。
- ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

令和 6 年 4 月 1 日

ID: 62

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第14条		
例 規 番 号	昭和51年条例第27号		
【根拠条文】 (管理権の特別行使) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは入場を禁止し、若しくは退場等を命ずることができる。 (1) 使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。 (2) 許可の条件を履行しないとき。 (3) 秩序を乱し、又は乱暴、けん騒等の迷惑的行為を改めないとき。 (4) 利用者が義務を履行しないとき。 (5) 関係職員の指示に従わないとき。 (6) 非常災害のとき。 (7) 凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。 (8) その他管理上必要と認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日